

公立大学法人福島県立医科大学ネーミングライツ・パートナー募集要項

公立大学法人福島県立医科大学（以下、「本学」という。）では、本学の保有施設やその他の財産（以下、「施設等」という。）のネーミングライツ・パートナーを次のとおり募集します。

1 目的

民間事業者と連携する機会を拡大するとともに、新たな財源を確保し、健全で安定した財政基盤を確立し、当該施設等の知名度向上を通じ、本学及び地域の活性化に資することを目的とする。

2 対象施設

本学の全ての施設等とします。なお、原則として病院関係及び復興事業関係の施設等は除きます。

3 募集期間

随時受付とし、締切はそれぞれの施設等において最初の応募者を受け付けた後1ヶ月とします。（応募を受け付けた場合は、応募があったことをホームページに掲載します。）

4 応募方法

(1) 申込書類

ア 公立大学法人福島県立医科大学ネーミングライツ・パートナー申込書（別紙様式）

イ 印鑑登録証明書

ウ 登記事項証明書（商業登記簿謄本）

エ 会社概要

オ 直近3年分の決算報告書

カ 直近1年分の納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人県民税）

キ 「本学、福島県との関わり」を記載した書面（任意様式・A4用紙1～2枚程度）

(2) 提出方法

郵送又は持参とします。（郵送の場合は、書留により、募集期間最終日必着とします。

持参の場合の受付時間は土、日・祝日及び大学が定める休日を除く、午前9時から午後5時までとします。）

(3) 提出先

〒960-1295 福島市光が丘1

公立大学法人福島県立医科大学事務局総務課管財係（電話 024-547-1017）

5 応募条件

(1) 対象法人

本学のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしく、福島県との関わりが深い法人であること。

ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当するものは、応募資格がないものとします。

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）で、風俗営業と規定される業種
- ②風俗営業類似の業種
- ③消費者金融
- ④たばこ
- ⑤ギャンブルに関するもの
- ⑥法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- ⑦債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- ⑧法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- ⑨民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生・更生手続中の事業者
- ⑩暴力団又は暴力団構成員、その他これに準ずる者
- ⑪各種法令に違反しているもの
- ⑫行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ⑬社会問題を起こしている業種や事業者
- ⑭その他、本学のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしくないと認められるもの

(2) 別称等の付与

- ①命名する別称等（企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマークや愛称などのこと）は対象施設等の運営に支障を及ぼさないものとします。
- ②大学施設にふさわしい別称等とし、次に掲げるものはネーミングライツの対象としません。
 - ・法令等の規程に違反し、又は違反するおそれのあるもの
 - ・公序良俗に反し、又は反するおそれがあるもの
 - ・政治活動、宗教活動、意見広告に関するもの
 - ・社会問題等の主義、主張に係るもの
 - ・公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
 - ・大学の信用又は品位を害するおそれのあるもの
 - ・人権を侵害するおそれのあるもの
 - ・詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの
 - ・集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認めら

れるもの

・その他理事長が別称等として適当でないと認めるもの

- ③別称等は、本学で審議の上、最終決定します。
 - ④混乱を避けるため、ネーミングライツ・パートナーからの協定期間中の別称等の変更はできません。
 - ⑤本学の規則で定められた名称は変更しないものとします。また、利用者に別称等の使用を義務づけることはできません。
- (3) 契約期間（別称等を付与する期間）
- 原則3年以上とします。契約更新に関しては、優先的に交渉する権利があります。
- (4) ネーミングライツ料
- 希望の施設等のサイズにより本学が個別に基準額を設定します。
- (5) 特典、附帯条件等
- ネーミングライツ・パートナーには、次の各号に掲げる特典があります。（詳細内容については、本学との事前協議が必要になります。）ただし、特典等の権利については、第三者への譲渡や転貸等は禁止とします。
- ①対象施設等に別称等サインを設置することができます。ただし、法令、条例等に基づく規制や施設構造により一定の制限がされる場合がありますので、事前に本学との協議をお願いします。
 - ②本学は、本学の広報紙やホームページを通じて、別称等の普及と定着に努力します。
 - ③ネーミングライツ・パートナー自身もネーミングライツ・パートナーであることをPRすることができます。
 - ④その他に希望される特典等（附帯条件）があれば、応募時に提案することができます。
- (6) 別称等の表示、使用等に伴う費用負担
- ①別称等のサインや案内看板等の設置、変更及び協定期間満了後の原状回復に係る費用はネーミングライツ・パートナーの負担とします。（ネーミングライツ料とは別途、負担願います。）なお、別称等サインや案内看板等の内容（デザインや大きさ等）及び設置場所については、本学と協議が必要です。
 - ②協定締結後に作成する大学広報紙等への別称等の表示及び本学のホームページ掲載等については本学の負担で行います。
 - ③別称等の使用開始日において、看板の設置等が完了していない場合においても、協定期間及びネーミングライツ料に変更はありません。
 - ④別称等のサインや案内看板等が破損した場合、又はこれにより第三者に損害が生じた場合の責任及び費用についてはすべてネーミングライツ・パートナーが負担するものとします。

6 ネーミングライツ・パートナーの決定について

(1) 選定方法

提出のあった申込書及び添付書類に基づく審査により優先交渉権者を選定した上で、必要に応じて優先交渉権者との調整を経て、最終的には役員会での議決によりネーミングライツ・パートナーを決定します。

(2) 選定基準

選定に当たっての主な審査項目は次の通りです。当該項目について審査し、優先交渉権者を選定します。

- ①応募金額
- ②企業に関する事項（経営の安定性等）
- ③本学との関わり
- ④福島県との関わり
- ⑤名称の適格性

(3) 決定の通知

結果は本学ホームページ上で公表します。また、全ての応募者に文書で通知します。なお、選定から外れた企業の公表は行いません。

(4) 契約の締結

ネーミングライツ・パートナーの決定後、詳細を取り決め、遅滞なく契約書を取り交わすものとします。

7 問い合わせ先

公立大学法人福島県立医科大学事務局総務課管財係

電話 024-547-1017

Eメール sisetsu@fmu.ac.jp